

社会福祉法人甲南会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲南会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、役員である理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等の報酬は、別表により支給する。

2 月額報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の25日(その日が金融機関営業日でない日の場合は、その前日)に当該役員等の指定する銀行等の預金口座へ振込みにより支払う。

3 日額報酬は、前月の11日からその月の10日までを計算期間とし、その月の25日(その日が金融機関営業日でない日の場合は、その前日)に当該役員等の指定する銀行等の預金口座へ振込みにより支払う。

4 常勤役員には、職員給与規程に定める通勤手当を支給する。

5 役員等には、賞与、退職手当は支給しない。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のために出張したときは、職員の旅費規程の例により旅費等を支払う。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員等の職務証跡)

第5条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年3月5日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月5日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(別表)

この規程は、平成22年2月25日から施行する。(第1条、第4条、別表)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(別表)

この規程は、平成26年3月5日から施行する。(第5条削除、別表)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。(全面改訂、別表備考欄追記)

この規程は、平成28年12月26日から施行する。(別表備考欄追記)

この規程は、平成29年4月13日から施行する。(第3条、第7条、別表)

別表(第3条関係)

職名	勤務形態	報酬		備考
		区分	金額	
理事長	非常勤	月額	100,000 円	月 2 日以上業務出席を要す。 未達の場合 20,000 円減額。
理事	非常勤	月額	30,000 円	月 1 日以上業務出席を要す。 未達の場合 10,000 円減額。
理事	常勤	月額	20,000 円	職員給与を支給している理事 に、職員給与に加えて支給
常務理事	常勤	月額	400,000 円	月 12 日以上業務出席を要す。 未達の場合 100,000 円減額。
監事	非常勤	月額	30,000 円	月 1 日以上業務出席を要す。 未達の場合 10,000 円減額。
評議員	非常勤	日額	10,000 円	評議員会に出席した都度支給
評議員選任・ 解任委員会委員	非常勤	日額	5,000 円	外部委員に対し、当該委員会 に出席した都度支給
第三者委員会委員	非常勤	日額	5,000 円	当該委員会に出席した都度 支給